

令和6年5月21日 開会
令和6年5月21日 閉会
第 37 回
(通算第 226 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 5 号		
吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。		
令和6年5月13日		
吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学		
1	日時	令和6年5月21日
2	場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 37 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和6年5月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	会長 齋藤学 代理 三井利民
	2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一
	6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄
農業委員	10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦
	齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税
農地利用 最適化 推進委員	三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員	なし
出席委員	会長 齋藤学 代理 三井利民
	2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一
	6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄
農業委員	10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦
	齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税
農地利用 最適化 推進委員	三浦浩明 右田巧 本廣順保
欠席委員	農業委員
	潮民雄 近藤彰彦
農地利用 最適化 推進委員	
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時13分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	田村薫平 河口貴哉
会期の決定	令和6年5月21日
開 議	令和6年5月21日
備 考	

第 37 回農業委員会
(通算第 226 回)

令和6年5月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

事務局	本日の欠席の委員さんなんですけど、今のところ来られてないのがは、潮さんと、近藤さんです。農業委員さんは12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として田村委員、河口委員を指名します。 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第1号について説明します。 この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。 基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。 新規のみ読み上げます。 《読み上げ》 再設定は、6ページまであります。 以上ご審議をお願いします。
議長	今事務局から新規につきましての説明が終わりました。 この利用権設定につきまして、ご意見等ありますれば挙手の上、よろしくお願いいたします。 それでは、どうぞ。
田淵委員	〇〇さんから〇〇さんの所で、利用権の20年という事ですが、これ、何か特例みたいなものがあるんですか？20年という長い期間。
事務局	特に元々この制度的に上限はないという風に聞いています。普通は長くても10年というのが多かったんですけど、〇〇さんのお話しだとずっと借りたいということだったんですけど、一応期限を区切ってもらって20年という事にされたそうです。
田淵委員	

議 長	はい、すみませんでした はい、よろしいですか？ 確かに上限の締めなんかないもので、「一生」と書くわけにはいかんのですね、そういった形にしてもらった、という事です。 他にありますか。
田中委員	これは、3番4番は畑と書いてあるんですが、田んぼではないんですか？
事務局	3番、4番ですかね？ 3番の方は〇〇さんは、野菜を作りたいので畑として使いたい、という事で、4番も同じく〇〇さんも、野菜を作りたいので畑ということだそうです。
議 長	という事でございます。 他に無いようでしたら採決の方に移らせていただいて、よろしいでしょうか？ それでは第1号議案につきまして、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。 本日の承認事項はこの一点でございます。 あと、4番のその他の方に移らせていただきます。
事務局	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りされていたものが合意解約された案件の届出です。 〇〇の〇〇さんの農地を〇〇の〇〇さんが借り受けられていましたが、経営の縮小のため解約されました。 この案件は、先ほどの1ページの利用権の設定で承認された案件となります。 以上で説明を終わります。
議 長	続きまして報告の2番でございます。報告第2号 非農地証明交付申請について、調査いただいておりますので、正木委員さんの方で発表をお願いします。
正木委員	先日、農地に尾崎さんと田中さんに行ってきました。 現地はわりと綺麗になっていまして、〇〇さんが今までは、草刈りをシルバーかなんかに頼んでやっておられたのですが、その後、こないだ行った時には〇〇さん

議 長

が刈りられたかどうか分かりませんが、綺麗にされておられました。

しかしですね、田んぼにもどす、畑に戻すというのは、なかなか無理なんだと思いました。

というのはですね、堤がなくなったんですよ。それと、大型の機械がなかなか入るような所ではないので、とても現状でおかんと、田んぼとか畑にするというのは無理だという感じを受けました。

今後、〇〇さんがどうされるか分かりませんが、管理されずに荒れていくんではないかと思います。

以上です。

はい、ありがとうございました。

これで一応非農地につきましては、とても農地の方に復帰することは難しい、とご意見でございましたので、みなさんにご報告申し上げます。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9 時 13 分閉会